

平成30年 第2回

木古内町議会定例会会議録

平成30年6月19日 開会

平成30年6月19日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（平成30年6月19日）	
議事日程	2
議会運営委員会報告書	3
議長諸報告	4
総務・経済常任委員会所管事務調査報告書	6
開会・開議の宣告	8
日程第 1 会議録署名議員の指名	8
日程第 2 議会運営委員会報告	8
日程第 3 会期の決定	9
日程第 4 議長諸報告	9
日程第 5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告	9
日程第 6 町長及び教育長諸報告	11
日程第 7 一般質問	11
4番 竹田 努	11
2番 新井田 昭 男	14
8番 鈴木 慎 也	17
日程第 8 報告第1号 平成29年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について	20
日程第 9 報告第2号 平成29年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について	21
日程第10 議案第4号 木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金条例制定について	22
日程第11 議案第5号 木古内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例制定について	22
日程第12 議案第7号 木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について	22
日程第13 議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算（第1号）	22
日程第14 議案第2号 平成30年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第1号）	39
日程第15 議案第3号 平成30年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計予算	39
日程第16 議案第6号 木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	44
日程第17 議案第8号 木古内町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について	45
日程第18 議案第9号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	47
日程第19 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について	48

日程第 2 0	意見書案第 1 号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一 般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書・・・	4 8
日程第 2 1	意見書案第 2 号	北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書・・・	5 0
日程第 2 2	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について・・・		5 1
	会期中の閉会・・・		5 1
	会議録署名議員の署名・・・		5 2

平成30年6月19日（火）第1号

- 開会日時 平成30年6月19日（火曜日）午前10時00分
○ 閉会日時 平成30年6月19日（火曜日）午後 3時05分
-

・出席議員（10名）

1番	佐藤	悟	6番	手塚	昌宏	
2番	新井田	昭男	7番	福島	克彦	
3番	平野	武志	8番	鈴木	慎也	
4番	竹田	努	副議長	9番	吉田	裕幸
5番	相澤	巧	議長	10番	又地	信也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森	伊佐緒
副町長	大野	泰
病院事業管理者	小澤	正則
総務課長	若山	忍
町民課長	吉田	広之
税務課長	高橋	和夫
会計管理者	高橋	和夫
保健福祉課長	羽沢	裕一
保健福祉課包括ケア推進室長	武藤	一郎
まちづくり新幹線課長	木村	春樹
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	田原	佳奈
産業経済課長	片桐	一路
建設水道課長	構口	学
病院事業事務局長	平野	弘輝
特別養護老人ホームいさりび事務長	東	誠
教育長	野村	広章
生涯学習課長	吉田	宏
給食センター長	吉田	宏
農業委員会事務局長	片桐	一路
代表監査委員	森井	俊郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福田	伸一
議事担当主査	西嶋	浩二

平成30年第2回木古内町議会定例会議事日程

第1号 平成30年6月19日(火)

午前10時00分開議

日程 番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		町長及び教育長諸報告
7		一般質問
8	報告 第1号	平成29年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について
9	報告 第2号	平成29年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について
10	議案 第4号	木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金条例制定について
11	議案 第5号	木古内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例制定について
12	議案 第7号	木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について
13	議案 第1号	平成30年度木古内町一般会計補正予算(第1号)
14	議案 第2号	平成30年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)
15	議案 第3号	平成30年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計予算
16	議案 第6号	木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
17	議案 第8号	木古内町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について
18	議案 第9号	木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
19	発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について
20	意見書案第1号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
21	意見書案第2号	北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書
22		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

平成30年第2回定例会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	平成30年度木古内町一般会計補正予算（第1号）	30. 6. 19	原案可決
議案第2号	平成30年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第1号）	30. 6. 19	原案可決
議案第3号	平成30年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計予算	30. 6. 19	原案可決
議案第4号	木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金条例制定について	30. 6. 19	原案可決
議案第5号	木古内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例制定について	30. 6. 19	原案可決
議案第6号	木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	30. 6. 19	原案可決
議案第7号	木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について	30. 6. 19	原案可決
議案第8号	木古内町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について	30. 6. 19	原案可決
議案第9号	木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	30. 6. 19	原案可決
報告第1号	平成29年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について	30. 6. 19	報告済み
報告第2号	平成29年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について	30. 6. 19	報告済み
発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について	30. 6. 19	原案承認
意見書案第1号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書	30. 6. 19	原案可決
意見書案第2号	北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書	30. 6. 19	原案可決
	議会閉会中の正副議長及び議員の出張・派遣承認について	30. 6. 19	承認

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、平成30年第2回木古内町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は10名でございます。
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。
7番 福嶋克彦君、8番 鈴木慎也君。以上、2名を指名いたします。

議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。
平成30年3月13日に開かれました、平成30年第1回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。
議会運営委員会 委員長 2番 新井田昭男君。
○2番(新井田昭男君) 2番 新井田昭男です。
平成30年6月19日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長 新井田昭男。
議会運営委員会報告書。
平成30年第2回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。
記 1. 会議開催状況。
会議開催状況につきましては、6月15日に開催し欠席委員はおりませんでした。
2. 平成30年第2回木古内町議会定例会における議会運営について。
(1) 今定例会の会期については、6月19日から6月20日までの2日間としたい。
(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。
議事日程番号10から13、14から15までは一括議題とする。
なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。
(3) 付議案件は、報告2件、議案9件、発議案1件、意見書案2件である。

(4)一般質問者は3名であり、通告順により質問者ごとに行うこととする。以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から6月20日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの2日間と決定をいたしました。

議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

平成30年3月13日に開かれました、平成30年第1回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野武志です。

平成30年6月19日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会総務・経済常任委員会委員長 平野武志。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1の会議開催状況につきましては、平成30年3月20日から6月5日まで計4回開催しております。出席委員については記載のとおりで、欠席委員はございませんでした。

2. 所管事務調査項目。

(1) 町民課から次ページになりますが、(5) 生涯学習課まで調査事項項目につきまして

は、記載のとおりでございます。

3. 調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1) 企業誘致について。

木古内町企業振興促進条例に基づき、町内の新規設立法人が大手ホテルと提携し、ホテルを建設する計画が進められています。人口減少対策や観光振興の一翼を担うことも予測でき、町の活性化が期待されます。

一方、既存の事業所や一部の町民から寄せられている心配の声に対し、木古内町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく支援策が、早い段階でまとめられたことは大変評価いたします。今後も町民の意見に耳を傾け、必要であれば追加の支援策も検討すべきであります。

以前より伝えている真摯な対応、そして調和については懸案事項であり、首長自らの厚い対応が望まれます。

(2) 港団地建替について。

振興計画に沿って、本年度から港団地の新築工事が進められます。居住者の聞き取り調査も終え、戸数や広さも要望に即した計画であると報告を受けました。

鉄筋コンクリート造りで耐火性・耐震性に優れ、5階建で津波の一時避難所となるなど防災面からも安心安全が考えられています。オール電化や家賃の確定など、まだまだ未確定の細部につきましても、入居予定住民の利便性に考慮していただきたい。

また、残地の利活用については「北の大地の福祉都市木古内」らしく、高齢者も含めた効果的な活用策について、早急に協議することを求めます。

(3) 私立保育所並びに学童保育の現況について。

町内二つの私立保育所は、どちらも定員を割っている状況であります。今後、少子化が益々進むことを考えると、経営や施設の老朽化により保育所の維持が厳しくなることが予想されます。

子ども・子育て支援事業計画で示された、平成30年度までに進める「認定こども園」への移行も難しいとの報告を受けました。既存の両保育所の意向はもちろんですが、我が町の子育て支援計画を進めるためにも町の考えをしっかりと伝えた協議が必要であります。国や道の補助を模索する中で、我が町独自の支援策も協議し、確かな方向性を見出せるよう町が積極的に調整することを求めます。以上です。

○議長(又地信也君) 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

以上をもちまして、報告を終了いたします。

町長及び教育長諸報告

○議長(又地信也君) 日程第6 町長及び教育長諸報告。

町長諸報告並びに教育長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

一 般 質 問

○議長(又地信也君) 日程第7 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書によって行うことにいたします。

はじめに4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 4番 竹田 努です。

まちづくりと財政について、一般質問をしたいと思います。

我が町にとっての喫緊の課題は、人口減少であると思っているところであります。現状のまちづくりの方向は、企業振興に傾注しているようにも感じられます。木古内町企業振興促進基金条例や木古内町中小企業・小規模企業振興基本条例に伴う支援策についても、町内の事業者からは、大変歓迎される制度だと思っているところであります。

今制度は基金運用、一般財源で1億5,000万円を投入するわけでありますから、一般町民にはどのように写るのか、若干心配のところもあります。10年・20年先の我が町の人口推移を見れば、町の財政状況にとっても不安を感じています。

そこで町長、2点について、町長の考えを伺います。

一つは、将来の財政運営の見通し。この辺をどう町長、一般財源1億5,000万円を投入する部分を含めた考えを示してもらいたい。

それと並行しますけれども、これからのまちづくりの方向性。このまま企業振興だけに傾注するというわけではないと思いますので、どのような方向性なり課題等を考えているか、町長の考えを示していただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) おはようございます。

4番、竹田 努議員のお尋ねにお答えをいたします。

当町の財政運営につきましては、第6次振興計画に登載している事業をもとに、財政収支計画を策定しており、現在は第6次振興計画にあわせて、平成35年度の計画となっております。

お尋ねの将来の見通しにつきましては、企業振興促進基金を活用した事業は、すでに財政収支計画に計上し、総務・経済常任委員会でお示しをしたとおりでございます。

また、今議会で提案しております中小企業・小規模企業経営改善等の支援基金造成、並びに支援策これらにつきましては、新たな事業でございますので、財政収支計画に追加をし、今年度の総務・経済常任委員会でお示しをする予定としております。

提出にあたりましては、平成40年度までの計画を策定し、お示しすることにしております

ので、少しお時間をいただくこととなります。

一方、財政収支計画の現状では、平成35年度末における財政調整基金等の残高は、約4億円と見込んでおりますので、町財政が急激に悪化するという懸念はないと考えております。

次に、まちづくりにつきましては、将来のまちづくりを進めるにあたり、当町では大幅な人口減少、また高齢化率の増加が課題であると認識しております。

このため、木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、それぞれの分野で、その対策に努めているところでございます。

現在、実施しております事業について、一例を申し上げますと、子育て・保育の分野では、乳幼児医療費助成事業、各種予防接種事業などを行っております。

また、教育の分野では、学校給食費無料化事業や放課後児童健全育成事業運営事業などを行い、いずれも子育てをしやすい環境の整備に努めております。

さらに、介護の分野では、介護従事者待遇改善事業を実施し、雇用の安定確保を目指し、人口減少対策に取り組んでおります。

一方で、増加する高齢者が、安心して暮らし続けたいと思える地域社会を目指し、地域全体で高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの構築と推進に向けた協議を現在、進めているところでございます。

また、本定例会で提案しております企業振興促進基金条例、中小企業・小規模企業振興基本条例につきましては、雇用の場の確保策として、事業者への支援をとおして、雇用拡大につながることを期待しております。

引き続き、第6次振興計画に沿ってしっかりと事業を推進し、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

○議長(又地信也君) 再質問、ございますか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 町長から35年度末で、基金の4億円あれば大丈夫だと。計画で木古内町は大丈夫だというそういう判断ですね。その辺は、やはり町長の考えと我々の考えが若干違うというか。確かにこの財政状況を見ますと、4・5年、8年くらい前の例えはずっと財政状況の推移を見ますと、確かに基金は増えてきていますし、財政的には好転しているというふうに我々も思っています。ただやはり、これは将来10年・20年先の人口の状況を見れば、3,000台あるいは2,000台になった時のやはり若干の余裕をなければ、町の運営が厳しくなるだろうというふうに思っているところであります。

国交省等の中でも、というかだいぶ前の新聞の中でコンパクトシティ、集約化することによって、俗に言うやる気のある町。そういうメリハリを付けた部分に対しての支援もするという話等もそういう記事を目にもしましたし、やはり企業の支援に1億5,000万円の単費、一般財源をこれを例えばいろんな事業に展開するとなれば、もう何億との事業ができるというのは当然、我々も町長もそういう認識をしていると思うのですよね。

ですから、やはり冒頭の質問の中でも言ったように、町民目線というか一般町民からすれば、商売している人は確かにこの1億5,000万円の恩恵は受けます。大変良い事業なのだなどというふうにたぶん思っていると思うのですよ。この中身はあとで条例等出てきますからそちらで議論をしますけれども、やはりもう少し企業振興に1億5,000万円。やはり一般町民にももう少し裾野を広がるような町の6次の振興計画に沿って事業展開していると言うのですけれ

ども、やはり町民も若干恩恵があるという事業、そういうやはり施策をすべきでないのかなと。例えば、いま小さな町内会は防犯上、街灯をLEDに切り替えをしなきゃならないという部分でいろいろ行っていますけれども、なかなか規模の大きな町内会は簡単にできますけれども、小規模な町内会はなかなかLEDの切り替えに進まない。ですから、例えば町民全体に行き渡るようなそういう制度の見直し、あるいはそういう部分をやはりこれからのまちづくりに打ち出すべきでないかなと、まだまだいっぱいありますけれども。確かに、旧中学校の解体問題もあります。佐女川橋の撤去の問題もあります。まだまだ観光面、そうすれば中小企業の事業者は恩恵は受けるけれども、これには一次産業従事者については、除外されています。やはり農業政策の中では国策等の中で、個人の支援も一部含まれていますけれども、水産、浜の振興にはあまり個人の支援というのはないのですよね。ですから、中小企業振興もそれはそれで私は大事だろうと思っていますし、ですけれどもやはりそっちの一次産業の浜の振興にも小さな支援でも助かる喜ばれる、そういう部分も考えていかなければならないだろうというふうに思っています。ですから、町の財政については、1億5,000万円の基金を設けても心配ない、安心だという町長の答えであれば私は何にも言いませんし、ただやはりその前にきちんと財政の見直し、その収支計画を先に打ち出して、こうだから大丈夫、安心なのだというものを示して、そして1億5,000万円の基金というふうにもっていくのは、私は筋でないかというふうに思っています。

その辺含めて、まず前回の総務の委員会の中でも、このあとの財政のいろんな整理があるからいまこの時期にはなかなか難しいけれども、秋ごろまでには財政の収支計画の見直し等についても示しますということで話はされていますけれども、やはりこういう大きな事業展開をする部分については、先にアバウトでもこうだから大丈夫なのだという裏付けと言いますか、そういうものがやはり必要だろうというふうに思っています。先ほど言いましたけれども、浜の振興とそれとやはり人口減少対策の移住定住対策、もう少し町としてもその辺のメリハリのある施策を打ち出していただきたいというふうに思います。その辺については町長、どうでしょう。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) まずはじめに、当町の財政状況についてのご心配についてのお答えを申し上げます。

これまでも財政収支計画についての皆様方へご提示する際には、幾つかの条件のもとでお示しをしております。それは、今回ですと第6次の振興計画に登載した事業を全て実施した場合、そしてまた収入については、かなり柔らかくみる。支出については、かなり厳しくみる。このことによって、財政の残高というのが極めてこれ以上減るということがないというお示しをしております。今回は、残された第6次振興計画の5年先の4億円というのは、このような意味からもこれ以上下ることのないという金額でございますので、安心してお任せいただければと思います。これまでも同様に、事業の見直し等を行った財政運営をしておりますので、その辺は任せていただいて結構だと思います。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) いま、町長から例えば6次の振興計画を全て登載しているというけれども、それ間違いない。我々は、6次の振興計画の一定程度の事業は登載をしているけれども、全事業を挙げているかと言ったら私は違うと思うのですよ。

○議長(又地信也君) 残り時間わずかです。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ご説明申し上げましたとおり、事業を全て登載した場合に、どういう数字になるかということで、計画を立てておりまして、皆様方にお知らせをしております。

○議長(又地信也君) 残りわずかですけれども、ありますか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 終わります。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君の一般質問を終了いたします。

次に、2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田昭男です。

一般質問をさせていただきます。質問に関しては、観光振興についてでございます。

観光資源の乏しい木古内町ではありますが、180年余り続いている厳寒の奇祭で全国的に知れわたっている「寒中みそぎ」。また、新幹線開業を契機に駅前通、道の駅の賑わいに加え、春にはサラキ岬チューリップ・咸臨丸終焉の地、そしていかりん館、芝桜等々で多くの観光客に立ち寄っていただいている状況であります。

町が力を入れております、萩山散策や薬師山の芝桜にも多くの観光客が立ち寄っている状況を目にします。町内には、芝桜の案内看板も複数ありますが、何が原因なのかわかりませんが、ことしの薬師山の芝桜の状況に「まだ時期が早いのでしょうか」と尋ねられるお方もおられると伺っております。

一方、個人で管理し開放されている札苺村上芝桜園は、多くのかたが訪れ、リゾート観光列車「四季島」が徐行運転をするくらい素晴らしい芝桜の色彩を約1か月間楽しむことができます。

薬師山や札苺村上芝桜園等の芝桜を活かした、さらなる観光振興を図る必要性を強く感じます。改めて次の2点について、町長の見解をお伺いします。

一つは、薬師山の芝桜の現状と今後のあり方。二つ目として、我が町として札苺村上芝桜園に対する、さらなる支援策のあり方であります。よろしく願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 2番、新井田昭男議員のお尋ねにお答えいたします。

幅広い観光振興の中でも、特に「芝桜」についてのお尋ねでございますが、薬師山の芝桜につきましては、本年度は薬師山展望台下の上段部分のみが開花した状況でありました。

この要因につきましては、北海道の関係機関や造園業者などから、「原因はシカによる被害」、さらに「積雪量の多さにより表土が流された」こと、また「春先のシバレ」などにより、十分な開花ができなかったと報告を受けております。

5月のゴールデンウィーク期間中や祝祭日には、多くの観光客にお出でをいただきましたが、十分に楽しんでいただくことができず、大変残念に思っております。

このため、次年度に向けましては、原因の対策に努めるとともに、薬師山の芝桜を中心に、「サラキ岬、札苺村上芝桜園、道の駅」などの周遊スタンプラリーを開催し、花を活かした観光に努めてまいります。

次に、札苺村上芝桜園につきましては、今年もゴールデンウィーク並びに土日を中心に、多くの観光客が訪れ、マスコミにも大きく取り上げられるなど、町を代表する観光スポット

に成長しております。

現在、町といたしましては、臨時駐車場の整備や駐車場における職員の派遣などを行い、事故の未然防止に努めております。

今年度につきましては、村上さんの意向に沿う形で、観光協会が募金箱を作成し設置したと伺っておりますが、次年度以降につきましては、観光協会をとおして村上さんの要望を伺い、私どもができる支援策を決めてまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 再質問。

2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 再質問をさせていただきます。

いま町長のほうから、この2点についての答弁をいただきました。その一つの一番目の薬師山の芝桜の現状と今後のあり方という中で、この原因をちょっとお示しいただきました。

ご覧のとおり昨年、単年度で1,300万円をかけております。ことしはご覧のとおり、ちょっと皮肉った口述書ありますけれども、ことしに入ってやはり住民から、「あの山、何なの」とそういう声が非常に多かったのです。いろんなことを考えられるでしょうということで、だいたい町長がおっしゃったような答弁は想定しておりました。

しかしながら、1,300万円の公費を投じながら、私一つ考えたのは昨年、現場も調査をしているのですよ、常任委員会で。その時に、確か外注先は森林組合さんですよ。その辺、確認したいのですけれども。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 委託先は、森林組合でございます。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) いま、委託先は森林組合ということでしたが、これ森林組合で対応できることなのですか。私は、やはりもっと専門業者に頼むべきだと思います。北海道の条件とすれば、シバレもあり、傾斜地でありという条件は元々わかっているわけですから、そこで素人とは言いません。素人とは言いませんけれども、一生懸命やられている姿を目にしております。しかしながら、結果がこういう状況であって、なお且つシカだの雪だのそれは大変申し訳ないけれども、言い訳に過ぎないと思う。

私、観光協会にもちょっと簡単な取材もさせてもらっています。この薬師山に関しては、もちろん札苅もそうですけれども、半年前ぐらいから「北海道じゃらん」にPRをされているそうなので。それで、非常にやはり薬師山の景観含めた大変人気があるそうで、私も実はスマホでちょっと芝桜の状況を見てみたのです。そうしたら、非常にもう満開に近い形の絵が出てくるのですよ。これは、いまのものじゃないわけです、当然。だから、そういういまのものでないということは、これで来た観光客がこうやって「あれ、何」と言うのは当然の話で、大変観光協会さんもそういう部分に関しては、非常に憂慮されているのは事実です。やはり公費を使うわけですから、事前の下見、何が考えられるか、その辺は本来プロであれば、村上さんの状況を見てくださいよ。きちんとマルチをやって雑草が入らないように、冬場は冬場の対策をしているみたいですよ。にも関わらず、巨額が投資をして、シカだの雪だのシバレだのとそんなことは、想定内の話じゃないですか。今後に関しては私、先ほど町長からこの件に関しては、次年度云々という話が出ましたけれども、これはもうことしに補正を組んでもやり直すべきじゃないですか。足りない部分は。それでないと来年のお客さん

が来るのに間に合いませんよ、そんなの。先ほど町長も財政面で大丈夫だよと言っていたけれども、こんな状況だったらお金を投じているのと同じですよ。自分のお金でやっていたらこんなことはしません、誰も。もっともっと業者に強く言うはずですよ、「何なのだ、これ」と。だから、そういう部分がやはり町民の目線でもう少し考えてくださいよ。

私は、いまの今後の対策ということで薬師山に関しては、いまでいいわけじゃないですか、こんな。もう一回その辺に関しては、ちょっと答弁を願いたいと思います。

○議長(又地信也君) よろしいですか、時間が限られております。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) お尋ねにありますように、今年度の芝桜の状況については、極めて悲惨な状況でありましたので、議員お尋ねのとおりだと思います。

次年度に向けて、このようなないことにしっかり対応していくわけですが、現在の計画を申し上げますと、芝桜の3,000株程度の補てんをしていくという計画をもっております。これは、今月下旬に行われます函館トヨペットのグリーンキャンペーンということで、芝桜の寄贈を受けることになっております。こうしたことで、これらも含めまして、限られた財政の中で様々な効果を生み出していくわけですので、この部分は3,000株を寄贈していただいた事業を実施すると。

そしてまた、大きく要因となりますのが、土砂の粒度がございますので、この点もしっかり専門家の意見を伺い調査をする中で、事業にあたってまいりたいと思います。これは、側溝などがいましっかりしたものはございませんので、水が流れるその道を造っていく。あるいは、道との協議の中でシカ対策としては、電気柵の設置も考えているところでございます。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 大変ちょっとトーンが弱い形の答弁なのですけれども、要するに土が流れるということであれば、あれだけの傾斜なわけですから、雨も降れば雪も降るし風も吹くし、やはり手当てをどうしてできないのかなと思ったのですよね。土留をする何かあるらしいのだけれども、そういう部分も当然視野に入っただけならばおかしい話じゃないですか。ちょっと非常に今回の薬師山に関しては、誰が見ても費用対効果からいったら「おいおい、どうなっている」と、「この仕事っぷりは何なのだ」というようなお声が非常に多いということです。それだけちょっと認識してくださいよ、町長。

まず、薬師山に関しては、やはりいまの目玉的な我が町としてもそういう場所であります。

それは、もう言わずもがなのですけれども、その辺の認識はきちんとあるはずなので、やはり対策はお金を落としてくれるところですから、我が町に。そういうところはきちんとやはり分析をよくして、もうちょっと手厚い対応、あるいは発注先の見方。発注をすれば良いということではなくて、やはり成果を生み出すぐらいの発注先でないとも公的資金も投じて、やりっ放しということしか我々いま状況でいったらそんな思いですよ。それは、やはり今回失敗作だと思いますので、それはもう今後課題としてちょっと捉えていただいて、きちんとした対策を講じてください。

この2の村上さんに関しては、時間もありません。私は、町長が言ったように、人的あるいは観光協会含めた支援策は、とっているのは十分理解しております。非常に良いことだと思っています。ただ、どんどんそういう部分に関しては、大いにやってもらいたいと思うのですけれども、極論を言うならばことしは約1万人弱なのですね、来園者が。去年の時点で。

だから、この七つある観光スポットの中で、駅前道の駅は別として、チューリップ祭りは別として、お金をかけていないところで、かけていないと言えば変だけれども、かけているのだけれども、個人プレーでやられている部分でいけば、3番目の客層を集めていただいているのですよ。これっていま言ったように、いろんなことで話が出て支援策を講じていただいているのは理解しております。ただ今後、やはり村上さんの状況を考えますと、お年。

大変ちょっと村上さんに失礼な話だけれども、お年だとかいろんなことを考えますと、極論を言うならば我が町で、村上さんとのタイアップの中で、町のものとして運営していくということもありきじゃないかなと思うのです。そういう部分に極論かもしれませんが、そういう部分についてはどんなふうに見解があるか聞きたいのですけれども。どうでしょう、いまいまの状況で。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 先ほども申しあげましたように、村上さんが何を望まれているのかを観光協会としっかりと協議をしなければならない。その上で、村上さんの希望に沿った支援策をしていく。その中で、議員がお尋ねのように高齢になってきたし、これについてこんな考えを持っているということであれば、それについてしっかりと協議をしたいと思っております。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) ぜひ、やはり相当な経済効果を生んでいるということは事実ですから、いまいまの段階で個人のかたに、直にお金を使うということはいろいろ問題も当然あるわけで、いまそのかわり人的なご支援をして、何とかそういうほうに報いているということですが、いま言ったことも含めて。おそらく今後、村上さんはもういわゆる後継者のかたも息子さんはいると思うのですけれども、はたしてどうなのかという部分はありますから、あれだけのやはり一人でご苦労されて残してくれたことですから、我が町もそれなりに今後のいま含めたことを含めて、きちんと協議されて希望的な部分を取り入れながら、対応していただければなどそんなふうに思っています。

あと1分ですけれども私、最後に私のしたための文章を聞いてください。

観光振興における行政対策や関係機関の前向きな取り組みは理解するものの、事業計画での行政執行は、事前の分析を強化し、執行額に対する効果をしっかりと見据え、公的資金投入のあり方を考慮した取り組みに今後、大いに期待したい。

あわせて、町内観光スポット集客集状況を見ますと、行政並びに関係機関との連携強化の中、各協力体制での仕掛け如何では、さらなる集客数の伸びしろを大いに感じます。今後、観光振興に向けた行政サイドの効果的な施策を期待し、一般質問を終わります。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君の一般質問が終わりました。

次に、8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 8番 鈴木慎也です。

一般質問の前に、昨日、大阪で震災がありまして、被害に遭ったかた、いま心からお祈りを申し上げるとともに、1日も早い復興・復旧を祈るばかりであります。

ただ今回、この安心・安全なまちづくりの防犯カメラという一般質問ですけれども、やはり防犯、そして防災とそういった意味のカメラという意味で、そこも重ねながら一般質問を受けていただければなど気持ちを受けていただければなど思っております。

それでは、入らせていただきます。

1. 安心・安全なまちづくりのための防犯カメラの設置と条例制定についてでございます。
木古内町においては、警察や地域の見守りのおかげで凶悪な犯罪は幸いにも起きておりません。

しかしながら、我が国全体を見ますと、下校中の子どもが事件に巻き込まれたり様々な被害が発生しております。残念ながら安心な日本と言っても、決して安穩としているわけにもいきません。

本来であれば、防犯カメラのない社会が一番望ましいとそのように思いますが、北海道新幹線の開業や交流人口の増加により、いままで以上に地域を挙げて安心・安全なまちづくりが必要になってくるのではないのでしょうか。その一つの形として、犯人逮捕や犯罪の抑止に威力を発揮している防犯カメラが必要になってくると思います。しかし、犯罪抑止効果のある反面、プライバシーの保護と調和が大変重要になってきます。

したがって、その運用などについて、町民の理解を得るためにもカメラ設置に関するルールづくりがまず必要になってくると思います。

カメラ設置及びそのルールである条例制定に取り組む考えがあるか。また、我が町の設置状況と他市町村の状況はどのようなものか、町長にお伺いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 8番、鈴木慎也議員のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねは防犯カメラでございますが、この防犯カメラにつきましては、一般的に三つの目的から設置・利用されているということでございます。

1点目は、監視していることを示し、心理的に犯罪を抑制する。2点目は、犯罪や異常の発生を早期に発見し、報告する。3点目は、記録を撮ることにより、犯罪発生時の参考にする。

一方、防犯カメラは、窃盗などの犯罪を減らすという効果は認められておりますが、衝動的な暴力犯罪の予防効果については、明らかにされていないようでございます。

また、防犯カメラの設置等に関する条例制定につきましては、全国的には条例制定ではなく、全道を見ますとガイドラインだとか、要綱を用いている自治体が多いようでございます。

これは、防犯カメラについての国の法律がないということ。したがって、当町をはじめとする多くの自治体においては、条例等の設置が少ないこの要因にもなっているようでございます。

しかし、自治体で設置した防犯カメラについては、管理・運用や録画画像の適切な取り扱いが求められますので、当町におきましては今後、要綱の設定を検討してまいりたいと考えております。

次に、町が設置している防犯カメラの台数でございますが、町内には57台ございます。これは、町が設置しているものです。57台ございます。

また、近隣自治体の設置状況につきましては、調査した結果、自治体が設置している防犯カメラは、函館市は多数で設置台数は確認できておりません。

また、北斗市は80台、七飯町は4台と確認しており、その他の町では自治体による設置台数は、ゼロと確認しております。以上です。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 町長おっしゃるように、全道で見るとガイドライン、要綱を用いてい

る町村が多いと。北海道は町村が多いですから、町の規模からもそのような形になっているかと思います。あと、国の法律がないからというのも私も確認をしておったところでございます。

ただ、国の法律がないからといえ、安全に町の規模・人数というのは関係なく、平等にそれぞれの自治体がやはり住んでいる住民にそういったものを使って守っていく。それは、義務だと思っております。

その中で、要綱の設定を検討していくと前向きな答弁をいただきました。こちらには、非常に期待していくところでもありますけれども、現在、カメラが57台と。こちら、私が思っていたよりも非常に多い数でびっくりいたしました。把握している部分は、新幹線の駐車場でしたり、あと漁港です。これも各委員会の中で、各担当課と前向きな意見好交換をさせていただいて、議論を重ねてカメラが設置されたとは私はそのように認識しております。非常にそれは、行政と議会側が町民のためを思ったりですとか、様々なことを議論をして設置したとこれは私、非常に評価すべきことだと思っているのですけれども。ただ、管理状態というのが全くいまのところ、正直皆無だったというふうに思っております。

ですので、再質問は57台の私がいま発言した場所以外に把握されているものがあればお教えいただきたいのと、あとおそらく設置は建設水道課、あと担当は複数の課にわたると思うのですけれども、適正な管理をするためにも要綱の設定を検討していくということですが、行政としてカメラの設置及び運用を適正に行うために、管理責任者というものをとっておいて、それからまた各担当課に仕事を分担したりですとか、そのような形で要綱を作っていたいただければなと思っているのですけれども、ちょっとその二つについて再質問をいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) まず、二つ目の質問の責任者を誰にするかという問題につきましては、要綱の中でしっかりと定めてまいりたいと思います。

また、お尋ねにあります場所でございますが、57台。先ほど、漁港の話をされていましたが、当町ではない。そしてまた、国道、さらにはコンビニ、金融機関、こういったのは私どもでは把握しておりません。

したがいまして、当町が設置をしているものをご説明いたします。新幹線駅駐車場6台、東駐車場4台、西駐車場1台、冷水線地下通路4台、いかりん館5台、南北自由通路11台、釜谷ゆうなぎ館1台、みそぎ公園トイレ出入口1台、いさりび団地4台、国保病院10台、みそぎの郷きこない8台、浄水場2台、計57台でございます。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) ありがとうございます。そうしますと57台、これはいま現在どのように管理されているのでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 特段のルールがありませんので、警察等からの要請があった時に、数度の貸し出しをした程度でございます。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) わかりました。いまの私の再質問で、要綱に向けて課題が様々見つかるかなと思った部分はありますので、よろしく願いいたします。

今回、見てみますと病院も結構思っていたより多いのですよね。病院もですが、やはりあと子ども、通学路、通園路。あと一つ、気になりましたのがいさりび団地とおっしゃいましたか。老健いさりびには入っていない。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 団地にかかる部分でございます。施設のほうの現在の特養いさりびにはございません。あくまでも、いさりび団地ということの入口等に設置しております。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) ご丁寧なご答弁ありがとうございます。わかりました。そうしますと、最初の町長の答弁でカメラの三つの目的と。抑制、報告、記録という部分で、子ども達と。

あと、老健いさりびのほうも確か全国で、いわゆる認知症のかたが大変多くのかたが不明になっているというニュースも流れました。我が町においては、そのようなことはないかと思うのですが、今回この要綱を作っていくにあたり、福祉の面からも子育ての面からできる限り町民の安心安全を守るような形で、進めていっていただきたいとそうのように思っております。必要であれば、もちろんこれは大変重要なことですので、もちろん委員会も含めて、行政側と議会側でしっかりとたくさん議論をして、町民のために安心安全な町を作っていくなどそのように思うところでございます。今後とも引き続き、スピード感のある町政を継続できるように努めていただければと思います、私の一般質問を終了いたします。

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

暫時、休憩をいたします。

休憩	午前11時06分
再開	午前11時15分

報告第1号 平成29年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第8 報告第1号 平成29年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、報告第1号 平成29年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第213条の規定により、繰り越しされた平成29年度木古内町一般会計歳出予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

別紙をお開き願います。

平成29年度繰越明許費繰越計算書を添付しておりますので、ご説明いたします。

6款 農林水産業費、事業名 農業競争力強化基盤整備事業で912万5,000円は、平成29年度国の補正予算追加に係る農業競争力強化基盤整備事業分担金を繰り越すものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

報告第2号 平成29年度木古内町教育委員会の活動状況に関する 点検・評価報告書について

○議長(又地信也君) 日程第9 報告第2号 平成29年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、報告第2号 平成29年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について、提案理由の説明を申し上げます。

この報告は、地方教育行政の組織、及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理、及び執行の状況について点検及び評価を行い、報告書を作成し議会に提出するものでございます。

なお、詳細につきましては、教育長から説明を行います。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 詳細説明を求めます。

教育長。

○教育長(野村広章君) ただいま上程されました、報告第2号 平成29年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について説明いたします。

今日、教育を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中で、教育委員会においては、責任体制の明確化を図り、教育行政の担い手としてその役割を發揮していくことが求められております。

このため、木古内町教育委員会といたしましては、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成29年度における教育委員会の事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、報告書を作成し公表するものでございます。

このたびは、教育委員会や審議会等の開催状況に加え、平成26年度を初年度とする5か年の第6次木古内町教育総合推進中期計画の教育推進事項及び重点実践内容に基づき、平成29年度における小・中学校の教育活動や社会教育事業等の実施状況について、点検・評価を行いました。

木古内町教育委員会といたしましては、点検・評価の実施を通じて、施策の効果の検証と改善を図りながら、教育施策の着実な推進に努めてまいります。

今後とも、町民の皆様、並びに町議会議員の皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。報告第2号の説明といたします。

○議長(又地信也君) 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

議案第4号 木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金条例制定について

議案第5号 木古内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例制定について

議案第7号 木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について

議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 日程第10 議案第4号ほか3件は、関連がありますので一括議題といたします。

一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(福田伸一君) それでは、朗読いたします。

日程第10 議案第4号 木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金条例制定について、日程第11 議案第5号 木古内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例制定について、日程第12 議案第7号 木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について、日程第13 議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第1号)。以上でございます。

○議長(又地信也君) 議会事務局長の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま一括上程となりました、議案第4号 議案第5号及び議案第7号につきましては、私から説明を申し上げます。補正予算関係の議案第1号につきましては、副町長から説明をさせます。

最初に、議案第4号 木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、木古内町における中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するために必要な経費の財源に充てるため、木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金を造成するものでございます。

制定内容等詳細につきましては、このあと産業経済課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

次に、議案第5号 木古内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、文化・スポーツ合宿誘致を推進するための措置を講ずることにより、合宿を通じて、滞在型文化・スポーツ振興による交流人口の拡大を図り、町民文化の向上とスポーツの普及、及び地域経済の活性化に資することを目的として、制定するものでございます。

制定内容等詳細につきましては、生涯学習課長より説明をさせますので、よろしくお願

申し上げます。

続きまして、議案第7号 木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、北海道保証協会の名称の整理、及び融資条件に関する担保保証人規定を北海道信用保証協会融資制度へ準拠することで、融資条件を緩和し、中小企業の振興と経営の促進を図ることを目的に、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、産業経済課長より説明をさせますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

副町長に代わります。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,671万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億3,604万2,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、4ページの第3表 地方債補正は、このたびの補正事業費による起債額の増額となっております。起債の目的の4項目目の橋梁整備事業債として290万円を追加し、補正後の限度額を3億9,730万円とするものです。

2款 総務費は、下町・前浜ふれあいセンター建物借上料の補正です。

3款 民生費は、障がい者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴うシステム改修費用の補正、及び心身障害者ひとり親家庭等医療費、乳幼児医療費のレセプト併用化や国民健康保険の都道府県単位化に伴う消耗品費・手数料等の補正です。

4款 衛生費は、渡島西部広域事務組合負担金の補正です。

6款 農林水産業費は、経営体育成支援事業補助金の追加、及び森林環境保全整備事業費の一部を合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業に振り替えることによる補正です。

7款 商工費は、議案第4号で提案しました、木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金造成設に伴う、基金の積立金及び支援事業補助金並びに利子補給等の補正です。

8款 土木費は、起債充当による財源振替です。

9款 消防費は、渡島西部広域事務組合負担金の補正です。

10款 教育費は、木古内小学校冷蔵庫購入費用、及び芸術鑑賞事業、並びに議案第5号で提案しました、木古内町文化・スポーツ合宿誘致推進事業に係る補助金の補正です。

11款 諸支出金は、子ども子育て支援交付金など、平成29年度事業費確定による還付金の補正です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

先に、議案第4号。

産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) それでは、議案第4号について、ご説明申し上げます。

木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金条例について、説明をさせていただきます。

本条例については、5年間で1億5,000万円の木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金を積み立てをするために基金条例を設置するものです。

第1条の設置の目的については、木古内町における、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するために必要な経費の財源に充てるため、木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金を設置します。

第2条は、積み立てに関する条項、第3条は管理に関する条項、第4条は運用益の処理に関する条項となっており、第5条で基金の処分の条項となっており、基金は木古内町における中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するために要する経費に充当する場合、その全部または一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分するとしております。

第6条は繰替運用の規定、第7条は委任規定を定めております。

資料番号の1、6ページから8ページをご覧くださいと思います。

木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金交付要綱をつけさせていただいておりますので、ご覧ください。

内容については、第1条は目的でございまして、木古内町中小企業・小規模企業振興基本条例第10条に基づき、中小企業・小規模企業の成長発展・事業の持続的発展・地域経済の活性化を図る目的として、本要綱を作成しております。

第2条は補助対象事業者、第3条は補助対象事業及び対象経費、第4条では補助金の額となっており、以降7ページの第8条、その他まで続いております。

8ページには、別表として補助対象事業と対象経費の表を付けております。

内容については、5月23日に行われました総務・経済常任委員会にて説明を申し上げた内容と変わっておりませんので、省略をさせていただきます。

本編に戻っていただきまして、附則としてこの条例は、平成30年6月20日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 次に、議案第5号の詳細説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(吉田 宏君) それでは、議案第5号につきまして、ご説明いたします。

この条例の制定の目的につきましては、第1条で、文化・スポーツ合宿誘致を推進するための措置を講ずることにより、合宿を通じて、滞在型文化・スポーツ振興による交流人口の拡大を図り、町民文化の向上とスポーツの普及及び地域経済の活性化に資することとしております。

それでは、条例の主な制定内容につきまして、ご説明いたします。

第3条で、町の役割を文化・スポーツ合宿誘致に関し積極的な情報提供に努めるとともに、合宿者の誘致を図るための総合的かつ効果的な施策を実施すること。また、施設を適正に管理し、合宿者が安全で安心して使用できる施設の提供に努めること。さらには、民間事業者相互の調整を図り、その連携強化に努めることとしております。

第4条では、優遇措置として、合宿者が野球場やテニスコートを使用する場合には、夜間

照明料を免除することとしております。

第5条では、助成措置として、合宿者に対し別に定めるところにより、その経費の一部を助成することができることとしております。

助成措置の内容につきましては、資料でご説明いたしますので、資料番号1 議案説明資料の11ページをお開きください。

なお、13ページから15ページまでには、木古内町文化・スポーツ合宿誘致推進事業補助金交付要綱となっておりますので、あわせてご参照いただければと思います。

それでは、11ページの1.合宿誘致事業の趣旨につきましては、記載のとおりで、4月2日開催の第1回総務・経済常任委員会において、まちづくり新幹線課より同様の説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

2の補助の対象となる合宿につきましては、町内の宿泊施設に2泊以上の連泊を5名以上で行うものとしております。ただし、大会やイベント等への参加に伴う宿泊及び前泊に係る宿泊数を除くこととしております。

3の対象種目につきましては、野球、吹奏楽など要綱に明記している種目のほか、教育長が認める文化・スポーツ種目としております。

4の補助金額につきましては、この事業が渡島西部4町の広域連携事業であることから、合宿誘致事業を昨年度から先行実施している知内町の補助基準に準じた額としておりまして、松前町と福島町も同様の内容での実施を予定しております。

具体的には、延べ宿泊数に1泊当たり2,500円を乗じた額とし、1団体1回当たり50万円を限度としております。

ただし、知内町青少年交流センターの宿泊費を基準として、実際の1泊当たりの宿泊費と基準額との差額が2,500円に満たない場合は、その差額を補助するものとします。

12ページをお開きください。

基準額につきましては、①から③のとおりで、補助金額の計算例につきましては、例1・例2のとおりでございますので、ご参照ください。

なお当初、宿泊施設への補助金を交付することを考えておりましたが、宿泊施設に手続き等の負担をかけることになるため、5の補助の流れに記載しておりますとおり、団体が一度全額を宿泊施設に支払った後に、団体に補助金を交付することとしております。

議案のほうにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 次に、議案第7号の詳細説明をお願いいたします。

産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) それでは、議案第7号について、ご説明申し上げます。

木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金の議論を金融懇談会の場で申し上げた時に、本条例内の文言整理が必要であるとの指摘があり、このたび改正をするものでございます。

資料の22ページをお開きください。

第4条中 この条例による融資については、すべて北海道の次に「信用」を加え、「北海道信用保証協会の保証付とする。」に改めます。こちらは文言の整理でございます。

次に、第9条第4号中 担保保証人の項目ですが、「原則として担保を必要とする。」を「保証協会が担保又は連帯保証人を求める場合のみ付するものとする。」に改め、同号ただし書きを削除いたします。こちらについては、申請者に対して保証人を必要としない場合もあると金融機関から言われておりますことから、改めさせていただき、融資条件の緩和をさせていただきます。

なお、附則としてこの条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 次に、議案第1号について、詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 議案第1号の詳細につきまして、ご説明いたします。

はじめに、歳出より説明を行います。

10ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、3目 施設管理費、14節 使用料及び賃借料 24万円の追加は、下町・前浜ふれあいセンターの建物借上料です。

11ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、5目 保健福祉総務費、13節 委託料 22万7,000円の追加は、障がい者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴う、障がい者自立支援給付支払い等システム改修費用の補正です。

6目 心身障害者ひとり親家庭等医療費、11節 需用費 2万7,000円の追加、及び12節 役務費 36万1,000円の減額は、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、平成30年8月から医療費請求と医療費助成事業の請求が併用化されることによる補正です。

詳細につきましては、資料番号1 議案説明資料の1ページから2ページをご参照願います。

7目 乳幼児医療費、11節 需用費 2万円の追加、及び12節 役務費 28万4,000円の減額におきましても、6目と同様、国保の都道府県単位化に伴う補正です。

詳細につきましては、議案説明資料の2ページから3ページをご参照願います。

議案12ページをお開き願います。

4款 衛生費、2項 清掃費、1目 清掃総務費、19節 負担金補助及び交付金 3万4,000円の減額は、渡島西部広域事務組合事務局職員の4月1日付け人事異動に伴う人件費の減額分となっております。

13ページをお開き願います。

6款 農林水産業費、1項 農業費、4目 農業振興費、19節 負担金補助及び交付金 253万5,000円は、経営体育成支援事業補助金で、当町の1法人が国に対し行った、農業用機械導入に対する補助申請が採択となったため、補助金を補正するものです。本事業は、農業者への支援を市町村経由で行われるため、歳入・歳出同額の補正予算計上としております。

14ページをお開き願います。

2項 林業費、3目 町有林管理費、13節 委託料は、森林環境保全整備事業で実施する間伐事業の一部を新設された、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業で569万2,000円事業実施し、森林環境保全整備事業では同額を減額するものです。

15ページをお開き願います。

7款・1項 商工費、2目 商工振興費、19節 負担金補助及び交付金 3,061万7,000円の追加は、木古内町中小企業・小規模企業振興基本条例第10条に基づき、中小企業・小規模企業の成長発展及び事業の持続的発展、並びに地域経済の活性化を図るため、中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金として追加補正するもので、1件あたり300万円の10件分、計3,000万円。及び事業者の円滑な資金運用に対応するため、新規融資件数5件分の信用保証料47万5,000円、利子補給金 14万2,000円の補助金です。

25節 積立金 1億5,000万2,000円は、議案第4号で提案いたしました、木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金条例に基づく基金への積立金で、企業への補助金を年額3,000万円の5か年を予定しております。端数の2,000円につきましては、利子収入を見込んでおります。

16ページをお開き願います。

8款 土木費、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費は、財源振替で橋梁長寿命化事業 中野橋の国庫補助金の確定見込みによる起債借入額を290万円増額するものです。

17ページをお開き願います。

9款・1項・1目 消防費 58万2,000円の追加は、渡島西部広域事務組合負担金の補正で、消防職員の新規採用による人件費等の増額分となっております。

18ページをお開き願います。

10款 教育費、2項 小学校費、1目 学校管理費、18節 備品購入費 21万円の追加は、給食用牛乳を保管するため平成15年に購入した、木古内小学校で利用している冷蔵庫が故障し修理が不可能のため、購入する費用となっております。

19ページをお開き願います。

4項 社会教育費、1目 社会教育総務費、8節 報償費 53万円、及び11節 需用費 4万5,000円の追加は、当町が今年度の北海道文化財団アートシアター鑑賞事業の実施市町村に選定されることとなったため、必要経費を追加補正するものです。資料の9ページから10ページに、事業の概要・演目を記載しておりますので、ご参照願います。

19節 負担金補助及び交付金 120万円の追加は、議案第5号で提案いたしました、文化・スポーツ合宿誘致推進補助金で、資料12ページ最後の欄に記載のとおり、道モデル事業分90万円及びその他団体分30万円の計120万円を予定しております。

20ページをお開き願います。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利子及び割引料 116万円の追加は、平成29年度子ども子育て支援交付金及び障がい者自立支援給付費道費負担金など、現時点で確定している還付金が116万円あることから、今後の予定に備え補正するものです。

次に、歳入について説明させていただきます。

7ページをお開き願います。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金 11万3,000円の追加は、地域生活支援事業補助金で、歳出で説明しました、障がい者自立支援給付支払い等システム改修費用の2分の1を見込んでおります。

3目 農林水産業費補助金、1節 農業費補助金 253万5,000円は、経営体育成支援事業補助金で、歳出で説明した額と同様となっております。

14款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金、4節 重度心身障害者ひとり親家庭等医療事務費補助金 6万9,000円の減額、及び6節 乳幼児医療事務費補助金 10万6,000円の追加は、歳出で説明したとおり、国保の都道府県単位化に伴う、事務費の補正です。詳細につきましては、議案説明資料の4ページから5ページを参照願います。

次に、4目 農林水産業費補助金、3節 林業費補助金は、事業転換による細節の補正です。歳出で説明しましたとおり、森林環境保全整備事業費の一部を合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業に振り替えることによる財源の補正です。

8ページをお開き願います。

15款 財産収入、1項 財産運用収入、2目・1節 利子及び配当金 2,000円は、中小企業・小規模企業経営改善等支援基金積立金の利子収入です。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 1億5,087万9,000円の追加は、中小企業・小規模企業経営改善等支援基金ほか、このたびの補正に伴う財源調整となっております。

7目・1節 中小企業・小規模企業経営改善等支援基金繰入金 3,000万円は、今年度予定している企業支援補助金の財源をこの基金から繰り入れるものです。

19款 諸収入、5項・1目・3節 雑入 25万円の追加は、アートシアター鑑賞事業に係る入場券売上金、及び北海道文化財団からの共済負担金です。

9ページをお開き願います。

20款・1項 町債、3目 土木債、1節 橋梁整備事業債 290万円の追加は、橋梁長寿命化事業中野橋補修事業に充当する起債の補正です。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 **午前11時50分**
再開 **午後 1時00分**

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩前に提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑につきましては、条例と補正予算に分けて質疑を行いたいと思います。

はじめに、条例について質疑を行います。

条例について、質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 文化・スポーツ合宿誘致推進条例、これについてちょっと何点か。

ここで2条で、町内の宿泊施設で旅館業法で届け出ある部分でなければだめだということなのだけれども、この辺の解釈で民泊の場合は、これはだめだという定義なのですね、たぶん。それ1点、確認。

それから第3条、3条で施設の管理者として適正な管理、安全で安心して使用できる施設を

提供する。ここで、対象が例えば高校生・大学生と考えた場合に、例えば野球の場合はボールが硬式なのです。以前からこれ常任委員会かちょっとはつきりしませんけれども、その中でもなぜ高校生に木古内町の野球場を使わせないと聞いた時に、安全対策がとられていないと。確かに、野球場のライト側には子ども達の遊園地もあります。ですから、ネット設備をすればいいということで、教育委員会のほうもそういう例えば捉え方を確かしていたのですよね。なぜこういう誘致をする高校生・大学生の野球の合宿誘致をするのに、これはあとで予算のほう出てきますけれども、これは120万円だとかの中にネットの予算はあるのかどうなのか。予算の関係はあとで議論をしますけれども。これネットの設備、安全管理に期するという部分ということはやはりネット、単管なのか電柱なのかわからないけれども、やはりネットの設備をしなければだめだと。それをきちんとしてからでないという合宿で手を挙げるというわけにいかないだろうと私は思うのですけれども、その辺の見解はどうなのかという部分について。それだけまず。

○議長(又地信也君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(吉田 宏君) ただいまのお尋ねは、野球の誘致の場合の施設のあり方ということだと思います。

いま現在、硬式野球の対応という形には、うちの野球場自体はなっていないところなのですけれども、昨年度も高校の合宿、知内町のほうで受け入れしておりますけれども、その際には野球の試合については、保安要員をしっかりと確保した上で、保安要員を設置した上で、利用していただくということで、使っていただいた経過もあります。

それで現在は、防球ネット等ありませんので、ことしもそのような形での合宿の誘致になるかとは思っておりますけれども、今後、防球ネット等の硬式に対応するような設備につきましては、設置することを含めて検討していくこととしております。以上です。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 私は、やはり検討でなくやるべきだと思う。高校生を例えば、私はたぶんいまこの年代層、大学生もあるけれども、この辺では大学は確か何年前松前のほうで合宿したという話を聞いていますけれども、あとは主に高校生だと思うのですよね。例えば知内の実態、知内は電柱ポールで確か父兄の協力も得て、ネットを張ったというふうに聞いたのですけれども。ですから、やり方によっては全部業者任せで発注すれば、ものすごい金額になると思うのですよ。ですから手作り、せめて最小限遊園地もあることですし、やはりそこにはボールがいかないようなあれをして合宿してもらおうと。やはりそういうふうにしなれば、検討ならだめだと思うのです。それはやってもらわなければだめだ。やってもらった上で、この制度で安心してやはり。だって、ネットもなくて合宿してボールをライト側に打ったら、子どもなりそこで遊んでいた人にボールがあたって怪我をさせたと。どんな思いしますか。やはりそういうことも考えなければだめだと思います。ですから、ぜひやはりこの時期の中で補正なりをして、そういう安全管理のネットと言いますかそれをやはり整備すべきだと思っています。その辺については教育長、その見解をお願いしたいなと思います。

それと、中小企業・小規模企業経営改善支援基金条例等の提案がありますけれども、これはいい。だけれども、この附則の中で6月の20日からとなっている。なぜ遡及しないの。まず、そこ1点。

それと、説明資料を見て8ページの単純にこの表で理解のできない部分があるのだけれど

も、例えば2番目の設備の更新で、(1)の生産販売拡大のための鍋・釜・オーブンだとかと。

このことによって例えば、生産の拡大だとかになるのかなというのが単純な疑問。これは、例えば鍋だとかオーブンだとかというのは、設備の更新なのかなというふうに私は思うのですけれども、更新が対象なのか生産。要するにコンマ5でも生産が拡大、販路含めて拡大しなければだめだということなのか。

それと、同じく2の③の防犯カメラシステム（店舗等分に限る）となっているけれども、この「等」の範囲、どういう捉え方をすればいいのかという部分です。

それと、4番の広報宣伝費に係る経費、これの③展示会及び商談会等となっていますけれども、この商談会というのは例えば商売等の取り引きの部分だと思っただけけれども、ここでこういう取り決めしている中では、どういうことを想定しているのかという部分。

それと、5の開発及び新技術導入費に係る経費。これ①の新商品試作開発、これと過去に取り組んだおみやげ品開発、これとの関係がどうなのだろう。

それと、よくスパッと理解できていないのですけれども、一企業あたりの限度額ってあるのかどうなのか。例えば、車の更新もあり、施設の改修もある、そのほかの部分もあってマックス三つの要素があるとすれば、一人で300万円の×3で900万円が支援を受けられるという捉え方でいいのかどうなのか。そうしますと、ざっくりばらんに言うと半分は本人が負担しなければならぬのだ。例えば、600万円の事業をして300万円を支援を受けられると。そうすれば、やはり資金力ある企業にかなわないという言い方はちょっとまずいと思うのですけれども、余裕のある企業がすごく歓迎する事業なのかなというふうにも見れるのですよね。

それで町長、確かこの制度を作る時に商工関係者を含めての検討会をやりました。確かにこのメンバーを見ますと、商工会加盟の人達で構成された15名の組織で検討会を4回やっているのですよね。やはりこういう例えば、一般財源の大きくあれる部分については、こういう検討会は商工関係業者も入り、一般住民の参加も入って、例えばそういういろんな各層から入ってのやはり検討会であるべきでないのかなと。過去に大森町政スタートの時のまちづくり委員会、やはりそういう一つの部分が母体になって、まず細部の部分はこういう専門的な人で議論をしてもいいのだけれども、最初のやはり総体的な議論をする時は、そういう住民参加での構成で検討すべきでなかったのかなというふうに思うものですから、その辺についての見解も含めてお願いします。

○議長(又地信也君) 多岐にわたっておりますので、整理しながらご答弁いただきたいと思います。

答弁漏れがあるすれば、生涯学習課長。民泊の問題だと思う。

それでは、副町長。

○副町長(大野 泰君) 木古内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例制定にあたりましては、以前ご説明申し上げましたが、渡島総合振興局を中心に新幹線の止まる町を中心としたスポーツ振興策として、木古内から松前までの4町でモデル事業に取り組みましょと、合宿の里作りを行いましょとということで、今年度については高校生の高校野球という位置づけで進めることとなりました。それを受けて、単年度で終わることなく合宿の方々への支援をしていこうというのが今回の町の条例制定の姿勢であります。

モデル事業として取り組む時に、木古内町の野球場については、防球ネットがないということで、硬球による事故対策、これが心配をされるということで、意見提案をしまして、そ

の中ではいま吉田課長のほうから報告がありましたように、昨年度の実績として木古内町の野球場を使って保安要員を置いて、安全な事業の達成ができたということで、今年度においてもそのように実施をしましょうと。保安要員を置いて一般の方々に事故の危険が起きないようにというような配慮をしますということで、使用することとなりました。

モデル事業が終わってからは、一般事業として今度お受けするわけですから、やはり防球ネットというのは必要になってくると思われま。ただ、いまのところそこまでの設備ができていない中では、合宿に来られますチームの関係者にしっかりと球場の状態をご説明し、保安要員を立てて危険に安全対策を使用する側が安全対策をしていただくということで、お貸ししようと思っております。ただ、将来においては防球ネットは必要であろうというふうな判断をしておりますので、今後、見積もり等をいただきながら予算化に向けた事務を進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 最初の質問の中で、質問者より民泊の話も出てあったのだけれども、その辺の答弁。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(吉田 宏君) この文化・スポーツ合宿の誘致につきまして、民泊については補助の対象外としております。以上です。

○議長(又地信也君) それでは、産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) まず1点目の施行期日でございますけれども、まず6月の20日としておりますのは、いずれにしましても早急に進めたいという思いでございます。

次に、生産販売の鍋等の案件でございますけれども、こちらについてもあくまでもこういう事業を行うことによりまして、生産販売、生産の向上が図られるというようなイメージでございます。

次に、防犯カメラの点検でございますけれども、こちらについては営業所なども含めております。防犯カメラについては、営業所も含めておりますので、「等」という記載をさせていただきます。

次に、出展料でございますけれども、出展料については、展示会や商談会に要する経費ということでございますけれども、こちらはあくまでも商談会というイメージでございます、商談会に要する経費ということですが、こちらは運搬費や旅費も含めて、計上をさせていただきます。

次に、新商品開発の関係ですけれども、こちらにつきましては、いままでおみやげ品開発をやっていましたけれども、今年度で終了しております。こちらの代替策と言いますか、そういうイメージで計上させていただきます。

1件あたりの限度額でございますけれども、300万円をまず補助金の限度額として定めております。こちらについては、1番から5番までの区分にあります経費、こちらを使っていただいて、300万円に達すればOKということになります。以上です。

○議長(又地信也君) いま片桐産業経済課長から答弁がありましたけれども、副町長、何か補足することないですか。

副町長。

○副町長(大野 泰君) 竹田議員の質問の中に、委員会の構成についてあったかと思いません。委員会につきましては、企業基本計画検討委員会ということで、商工会と金融機関、そ

して行政ということで、委員会構成をさせていただきました。

商工会につきましては、各部会の部会長に参加をしていただくということで、それぞれ部会長ですので、部会の中の意見もいわゆる一般会員のかたなどからの意見もいただきながら、私どもとしては商工会に加盟している会員のかた総体の声をいただいたというふうに思っております。

今回のこの案件につきましては、中小企業・小規模企業の支援策でございましたので、当事者からの意見をいただきながら、そしてまた金融機関からのアドバイスなどもいただきながら策定したということで、一般市民の公募という方法もあったのかもしれませんが、そこは特定した事業に対する検討会でございますので、これで良かったものというふうに判断をしております。

また、余裕のある事業者という言葉もあったかというふうに思います。限度額については、一事業者一企業300万円、2分の1までの補助ですので、600万円の事業費になりますけれども、余裕がないという言い方をすると失礼かも知れませんが、補助残についても有利な融資を受けることができるような構成としたこの内容となっておりますので、一概に自己資金を多く持っていれば取り組みやすいというふうにするのではなくて、自己資金が仮に少なくとも今後の営業の展望、将来に向かったの収益にしっかりとつながる計画であることで、この事業が達成されるものというふうに認識をしております。

それと、過去のおみやげ品開発のことに触れられておりました。そこについては、遡及するという考えはございません。ただ、展示会あるいは商談会ということになると、新しい商品を事業所が開発をして、バイヤーが多く集まるところに持って行って、その商品を説明で販売促進につなげていく。そこまでの行為については、先ほど課長が言いましたように、支援をしていくということにしておりますが、過去にやはり開発したものであれば、そのチャンスは既にあったわけですから、そこについては今回は見ること等は考えておりません。以上です。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) まず、附則の公布については、6月の20日ということで、これ早急に進めたいとかとそういう答弁がありましたけれども、私が言っているのは遡及、6月ではなくて4月からやったらどうだということを言っている。というのは、企業誘致のあの条例制定の時に、12月に条例提案があって4月に遡及しているのだわ。4月から適用になっている、半年以上も遡って。なぜ最近やった企業誘致条例とこの中小企業のこの条例の施行日、なぜこんなに違うのかなと。本当に良いものであれば遡及して、4月から対象にすれば該当する人だって多いかも、せっかく良いいろんな条件付けているわけだから。

それと、ほかの部分はいいにしても課長の説明、副町長からも答弁をいただいたから理解するのだけれども、一企業300万円が限度額だということだから、それはそれで理解をする。

だけれども、それであれば6ページの要綱の補助金の限度額の300万円、ここにやはり「一企業300万円」と付け加えるべきではないの。先ほど例えばの話で、いろんな項目が重なって三つあれば、マックス900万円補助を受けられる。そうすれば、3,000万円の補助の残がもう2,000万円しか残らないと。そうすれば、もう3人か4人来ればそれが消化してしまうと。

1年に3,000万円、そして5か年で消化をするという事業ですから、そういう部分であまり偏った部分でなくて、多くのかたに配分ではないけれども、支援ができるような制度である

べきだろうというふうに思うものだから、その辺例えばこの4条に一個付け加えるという要綱ですけれども、そういう考えはないですか。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) まず、企業振興促進条例が遡及をしたという要因なのですが、雇用奨励助成金、ソフト事業も含んでいまして、4月1日の採用等が企業が雇用をする場合には、そういう事例が出てくるであろうと。また、海外研修生への支援についても4月から採用をしている。そういうところを鑑みて、4月まで遡りましょうというのが28年9月に制定した時の背景でした。

それと、ただいまの要綱で300万円については、改めて記載をしなくても読み取りで300万円というのがわかるというふうに認識をしておりましたので、ここは相談に見えた時にはしっかりと。相談というのは、申請の窓口は産業経済課のほうになりますので、産業経済課のほうにお尋ねがあるでしょうから、その際にはしっかりと説明をし、齟齬のないようにしてまいりたいというふうに思っております。

○議長(又地信也君) 4回目ですよ。許します。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 簡単に。副町長からいま説明を受けたのだけれども、私はこの一企業300万円でなければだめだということを言っているわけではない。いろんな8ページのこの別表に該当することによって、例えば300万円ではなくて400万円になるかもわからない、計算したら。400万円ということは、800万円の事業という。それでも私は良いと思う。ただやはり、先ほど課長の説明の中で、これ全部引くくめて一企業300万円ということで、タガをはめるじゃなくて限定することがどうなのだろうという思いもありますし、だからこの辺は副町長、もう一度せつかく検討委員会をやはり、これ解散したわけではないのですよねたぶん。だとすれば、検討委員会を開催をして、こういう声もあった。だから、このあとやはりせつかくこういう良い制度を作ったら、使い勝手が良いという制度でなければだめだと思うのですよ。あれもこれもいろんな壁があったり障害があつて使いづらいということではなく、使いやすい制度だね、良かったねと喜ばれるやはり制度でなければだめだと思う。

ですから、その辺については再度検討する必要があるのかなというふうに思うものですから、その辺どうですか。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) 休憩をいただいていますか。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後1時34分
再開	午後1時36分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

副町長。

○副町長(大野 泰君) この中小企業・小規模企業への支援策でございますが、下限については下は20万円からということで、20万円以上の事業で幾つかのこの別表にある事業内容を組み合わせた場合、300万円を限度としますよというのが今回の検討会での結論でございます。

ます。このことにつきましては、検討会内部でも300万円がいいのか、もっと上がいいのかとか数字的なものでの議論はあったのですが、最終的には300万円に落ち着いたというところでございます。

ただ、事業者によっては、単年度ではなくても2年・3年で事業をやりたいというところもありますから、これは1年限りでしか申請できないということではなくて、5年間のうち5回毎年申請するということも可能でございますので、それは事業内容をいろいろ精査・検討していただいて、事業者がその内容を組み立てていただければ、町としては支援をしてまいりたいというふうに思っております。例えばの話、1年目は建物をやりました、2年目は設備ですと。こういうようなことも考えておりますので、そういった申請はお受けしたいというふうに思っております。

○議長(又地信也君) ほかに条例について、質疑ございませんか。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野です。

各条例については、常任委員会の中でも様々説明ありまして、内容については異論のないところですが、たったいま竹田議員のほうから話の流れとして出ました、防護ネットについてちょっと話がウヤムヤになったように聞こえたので、関連質問ということでさせていただきますけれども。

私も以前から木古内町のスポーツ施設を町内の利用者が少ないので、何とか他市町のほうから呼び寄せて使ってもらおうというためには、このような合宿の誘致がぴったりの条件だなと思っています。

それで、これまでの経緯としても木古内町の中学生が硬式の球団に所属してしまして、この木古内の球場を使わせてもらいたく、有志で防護ネットを途中まで作ろうとした経緯もあります。その際は、教育委員会との調整と言いますか整備の完成度がちょっと低かったということもあり、残念ながら撤去することになったのですけれども、そのような経緯を当然ながら行政も把握していると思います。モデル事業だから保安員を去年のとおり付けると。でも今後、本格的に進めていくには防護ネットが必要だというふうに副町長、おっしゃっているのですよね。じゃあいまから付けましょうよ、付けることを早急に進めましょうよ。試合でしたら各チームが保安員として、生徒の多いところでしたら何人かずつがフェール側・三塁側に分けて保安員を付けることとか可能だと思うのですけれども、今回試合じゃなくて練習も含むのですよね。この練習中に試合のたった一人の打者、そして観戦者がいるという状況じゃなく、何人もの打者が練習で打つ可能性がある中で、保安員の数も相当付けなければならないのですよね。そうしたら、来るチームも大変ですし、また観戦者だったら保安員の笛を鳴らせばボールきたなとわかるのですけれども、木古内の球場の場合はご存じのとおり、ライトのフェール側のすぐ奥に小さい子どもが遊ぶ遊具がありますよね。じゃあ、保安員の笛を鳴らして子どもが気付くかといったら気付かないパターンの方が多と思うのです。そういうことを考えると先ほど竹田議員がおっしゃったように、いきなり業者にたくさんの予算を組んで出す前に、簡易でもいいですから手作りでもいいですから何か考える、あるいは簡易でだめであればやはり行政に頼まなければならないというのを早急に検討するべきだと思います。この誘致をするということは、安心安全が絶対条件ですから、来られるかたも安心してプレーができる、あるいは町内の子ども達もそこで硬式球の野球をやっているだけでも安心して遊

べると。それが揃っての誘致の成功につながっていくと思いますので、先ほど今年度保安員のままでいくとおっしゃいましたけれども、ちょっと考えを変えていただいて、早急に検討していただきたいということを質問いたします。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいまのご意見につきましては、お受けしたいというふうに思います。見積もりを取ってくださいますということでは、話はしているのですが、なかなか適当な業者さんが選定できていないというのもありまして、見積もりが出ていないのが現状です。

ただ、遊具のあるところを保護するというのであれば、それは簡易なネットで済むのかなというふうに球場を回るとかというのじゃなくて、子ども達が安全に遊べるようなネットです。そういったものは早急に検討していきたいというふうに思っております。

○議長(又地信也君) 条例制定について、ほかに質疑ございませんか。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 8番 鈴木です。

先ほど、竹田議員4回目ということで、ちょっとその関連で質問をいたします。

先ほど、木古内町の中小企業・小規模企業経営改善等の支援補助金交付要綱で6月20日について、竹田議員から4月1日からでもいいんじゃないかというような質問があつて、それに対して副町長のほうからは、いわゆる人件費と言いますか4月は入社 の時期、退社もござい ますが、そういう時期でありますので、4月からにしたということで、理解はいたしました。

ただ、4月というのは入社のみならず、それぞれ様々な店舗、事業の形態があつたとしても、新たにスタートするという4月がそういう時期でござい ます。そういった観点から本来であれば、委員会での日にちについてもしっかりと行政側と議会側で議論をすべきことであつたなと思ひながらいま質問をさせているのですが、現に私が把握しているだけでも、町内で1店舗・2店舗ほど把握してあります。4月以降です。そのほかにももしかしたらあるかもしれません。ですので、4月以降現状を確認するというのも一つかと思ひますし、いま一度この施行日の調整というのが本当にできないものなのかどうか。幅広く町内中小企業に利用していただいて、少しでも経済の活性化、運営の安定化を促進するためにも日にちのほうの最終調整という部分で、いま一度答弁をいただきたいと思ひます。以上です。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) 条例を制定する場合には、施行日を当然設けるとするのがルールでござい ます。検討を進めている中で、事案として4月以降にたくさん該当するようなものがあるのであれば、商工会等を通じて待つていただくということも必要だつたのかもしれませんが、ただ、そういうところまでの配慮に欠けていたのじゃないかということについては、改めて商工会とも連携がとれていなかったという点はお受けしたいというふうに思ひ ます。ただ、制定をする以上、施行日を決めるその際に、なるべく早く事業者の方々が相談に来られるように、議会の翌日には交付をしようと。すぐに相談に来ていただく、商工会のほうにも何件か相談は来ているというふうに伺つております。成案になるまでの時間が少し かかりすぎたのかなとは思ひますが、何とか6月20日、あす以降に申請をしていただいて、この補助金の対象にさせていただければというふうに思ひ ます。ただ、4月・5月でやつた分については、遡及はできるということには、条例の制定で6月20日というふうに謳いま したので、そこについては遡及はできないということでご理解をお願いします。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 条例上の副町長のルールは理解いたします。ただ6月20日、本日19日ですからすぐお知らせするというのは、もちろんそこに関しては素晴らしいかなと思うのですが、そもそもこの条例を知らず、4月・5月にやってしまった事業者に関して、そのような説明で本当に納得していただけるのだろうかかなとそういった部分は正直ございます。情報を知っていたかた、知らなかったかた、そこに不公平が生じてはいけないんじゃないかなと思う部分はあるのですけれども、何らかの対応はできないでしょうか。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時48分
再開 午後2時05分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

行政より答弁を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) 検討する時間をいただきまして、ありがとうございます。

ただいま議論となっております、中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金交付要綱の附則のこの訓令は、平成30年6月20日から施行するということになっております。

先ほど来、お話にありました28年の9月議会で制定をしました、企業振興促進条例につきましては、4月1日に遡及をしたという実績がございます。

また、今回のこの条例につきましては上位法、国の法律なり北海道の法律に基づかない木古内町独自の条例制定でございますので、町の裁量については、少し考慮というか配慮されるものというふうには認識をしております。

ただ、一つ確認をしていただきたいのは、法定事項であればそれに基づいて実施をします。なので、条例制定をします。なので、遡りが認められていない場合については、そういった配慮はできないわけでございますけれども、そこをこのところを確認し、今回の提案は木古内町独自の条例提案。条例提案は、既に昨年の6月に提案を終えて議決をいただいております。今回は、資料としてお付けしたこの要綱でございますので、要綱についての取り扱いをただいま検討をしまして、議員の皆さんがご心配するように、既に新年度に入って何らかの事業に着手されている中小企業・小規模企業のかたがあるとすれば、そこへの配慮もしていきたいというふうに思いますので、4月1日に遡った要綱の制定とさせていただきたいというふうに思います。ただ、この場では条例提案ではございませんので、議案の変更等はございません。資料としての要綱ですので、この遡及についての交付の日から施行し、4月1日より適用するというような文言に変えていきたいというふうに思いますので、これは行政内部のほうで手続きを取らせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長(又地信也君) 条例について、ほかに質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) これ例えばいま資料の要綱を改めるのは、それはそれで理解しましたけれども、基金条例も直さなきゃいけないのではないの。いいの、20日で。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) 基金条例につきましては予算化ですから、予算化をするのに遡るということではなくて、この今回の議会で提案をして、はじめて条例となって予算となる。

その予算の執行については、要綱のほうで遡ることというふうな読み取りにさせていただきたいというふうに思います。

○議長(又地信也君) ほかに条例について質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、次に補正予算についての質疑を行います。質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 1点、確認したいと思います。

14ページ、町有林管理費の事業の中身の変更だと思っておりますけれども、ただ当初計上している森林環境保全整備事業間伐業務委託料、これについては当初1,800万円くらい計上していた。だから、つつつで間伐の委託料を減額して、合板・製材に振り替える。同額の事業というか、それであればドンドンと例えば振り替えてもわかるのだけれども、間伐業務自体もあるわけでしょう。当初予算で1,800万円くらい計上しているでしょう、1,802万6,000円。そうすれば、こういう標記の仕方でいいのかなという気がするのだよね。確かに、合板事業に振り替えた部分は569万2,000円。ですから、間伐事業を同じ同額だけ減額しますよその理屈はわかる。だけれどもまだ、この資料を見れば間伐事業がなくなったという捉え方のようにも見えるのだけれども、ただ実際はまだ1,800万円だから1,300万円くらい間伐事業が残っているわけだ。そうした場合にこういう標記の仕方で正しいのかどうなのかと。正しいとすれば正しいでいいですし、私の場合すぐこれ見た時に、当初予算も予算書を見れば何の事業だろうというふうにそういう錯覚を起こすものですから、その辺ちょっと説明してください。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 14ページのこの事業なのでありますが、当初、森林環境保全整備事業のほうで間伐を中野地区10.68ha、幸連地区23.12haを予定しておりました。このうち、中野地区の10.68haの間伐事業を新たな合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業でもってこの間伐を行うということで、間伐事業そのものの面積等の変更はないというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) いまの説明でスキッと落ちないというか、何か理解がしづらい。間伐事業が減ったわけではないというのを当初からそうしたら積算誤りということだったのか、その辺はどうなのですか。当初、1,800万円で計上しているわけだから。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) ただいまの質問ですが、予算については、新年度で一括で計上させていただいております。

まず、今回の補助金の新たな合板・製材・生産対策事業ですか、こちらの事業が新たに4月以降に事業化されたということをございまして、こちらの事業に振り替えたというイメージでございます。

○議長(又地信也君) ほかにございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) そうすれば、間伐もこの合板事業も国庫なりその他の例えば補助事業の対象事業だというそういう捉え方していいのだろうか。そこ確認。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) 補正提案しております事業名、説明の欄ですけれども、森林環境保全整備事業ということで補助の申請をしたところ、これは当初予算で組んでいる分です。

補助枠が減ったということで、その減った分をカバーする事業として、4月以降に合板・製材・集成材生産性向上というこれは間伐の事業であることには変わりはないのですが、事業名が変わって当初予算どおりの事業の執行ができるというふうにご理解をいただきたいと思えます。

○議長(又地信也君) ほかにございませんか。補正予算についての質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第4号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第5号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 木古内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第7号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第2号 平成30年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)

議案第3号 平成30年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計予算

○議長(又地信也君) 日程第14 議案第2号ほか1件は、関連がありますので一括議題といたします。

一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(福田伸一君) それでは、朗読いたします。

日程第14 議案第2号 平成30年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)、日程第15 議案第3号 平成30年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計予算。

以上でございます。

○議長(又地信也君) 一括議題の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま一括上程となりました、議案第2号 平成30年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)、及び議案第3号 平成30年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第2号からご説明いたします。

1ページをお開き願います。

収益的収入及び支出 第2条は、本年度予算第3条に定めた予定額におきまして、収益的支出 第1款 特別養護老人ホーム事業費用、第1項 事業費用で121万1,000円を追加し、総額を5億188万4,000円とするものです。

資本的収入及び支出 第3条は、予算第4条に定めた予算額におきまして、第1款 資本的支出、第2項 企業債償還金を3,074万3,000円減額し、第3項 繰出金で同額を補正するものです。

特例的収入及び支出 第4条は、予算第4条の2本文中の未収金及び未払い金が、老健会計より高齢者介護サービス事業会計へ引き継ぐため、それぞれの額が確定したので定めるものです。

次に、議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第3号は、平成30年第1回定例会で木古内町特別会計条例に、木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計を追加する改正を行いました。このたび平成30年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計予算として定めるものです。

第1条は、歳入歳出の総額は、それぞれ4,125万7,000円と定めるものです。

当初、高齢者介護サービス事業会計で、企業債の元利償還について予算措置しておりましたが、この清算特別会計で償還することとなるため、高齢者介護サービス事業会計より元利償還金を繰り出し、清算特別会計で償還するものです。

なお、詳細につきましては、特別養護老人ホーム事務長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

特別養護老人ホームいさりび事務長。

○特別養護老人ホームいさりび事務長(東 誠君) 議案第2号について、ご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

1款 特別養護老人ホーム事業費用、1項 事業費用、3目 経費、節 旅費交通費で、121万1,000円の追加です。

資料番号1 議案説明資料の16ページをお開き願います。

外国人介護福祉士候補者受入に伴うフィリピンでの現地合同説明会に参加する旅費でございます。

説明会は、7月20日から27日で日曜日を除く6日間で行われ、当いさりびでは7月21日の1日間の参加となり、2泊3日で渡航といたします。

参加者は、小澤管理者と私、産業経済課に在籍しておりますインバウンドプロデューサーを通訳とし、3名で参加いたします。

また、積算根拠ですが、当町には海外へ出張する際の決まりがございませんので、北海道職員等の旅費に関する条例を参考に積算しております。17ページから20ページに、詳細を記載しておりますのでご参照願います。

なお、航空運賃につきましては、実費運賃となりますが、予約時期や混雑状況等により金額が変動することから、函館・羽田間は町で定めている金額、羽田・マニラ間は通常料金での計上となっておりますので、ご了承願います。

改めて、5ページをご参照願います。

1款 特別養護老人ホーム事業費用、2項 事業外費用、3目 支払利息及び企業債取扱諸費、節 企業債利息で、1,051万4,000円の減額です。減額した額につきましては、5項 繰

出金、1目 介護老人保健施設事業清算特別会計繰出金、節 介護老人保健施設事業清算特別会計繰出金として、同額を追加するものです。

続けて、6ページをお開き願います。

1款 資本的支出、2項 企業債償還金、1目 企業債償還金、節 企業債元金償還金で、3,074万3,000円の減額です。減額した額につきましては、3項 繰出金、1目 介護老人保健施設事業清算特別会計繰出金、節 介護老人保健施設事業清算特別会計繰出金として、同額を追加するものです。

次に、議案第3号について、ご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

1款 繰入金、1項 繰入金、1目 高齢者介護サービス事業会計繰入金、節 高齢者介護サービス事業会計繰入金で、4,125万7,000円です。

議案第2号で説明いたしました、企業債利息及び企業債元利償還金分の繰出金を繰り入れるものです。

5ページをお開き願います。

1款 老健事業清算費、1項 老健事業清算費、1目 老健事業清算費、節 償還金利子及び割引料で、4,125万7,000円です。

4ページで説明いたしました繰入金と同額で、企業債の元金及び利子の償還分でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 8番 鈴木です。

資料番号16ページになります。

こちらの説明会、2泊3日で実質7月21日ということで、こちらについては大変期待するところでありまして、現地に行かれるというその行動力という部分では、非常に評価すべきと思います。

それで1点、確認させていただきたいのですが、参加予定者についてです。③のインバウンドプロデューサー、このかたについては本来であれば役場、道の駅等の業務ということプラス、幅広く活動するという観点からは、非常に良いことかなとは思っております。

その一方で、いわゆる通訳ということでの説明でしたので、7月21日、1日、現地で通訳のかたを雇うよりも旅費等含めて安かったのかとかその辺の協議された、どのようにインバウンドプロデューサーのかたが行かれるということになったのかなという経緯をちょっと教えていただきたいです。おそらく現地で説明会ですので、現地のかたといろいろお話されるかとは思いますが、その中でやはり業界用語と言うのですか、それなりの勉強と言いますか知識もなければ通訳もなかなか大変な部分もあるのではないかなというふうに思う部分があります。ですので、そのことについてご答弁のほうお願いいたします。

○議長(又地信也君) 特別養護老人ホームいさりび事務長。

○特別養護老人ホームいさりび事務長(東 誠君) ただいまのご質問に対しまして、回答した

いと思います。

まず、インバウンドプロデューサーを通訳として同行願いたいというふうに決めた経緯でございますが、当然フィリピン、英語圏でございますので、英語が話せるかたをということで、いろいろ通訳を頼んでというところで、検討してきましたところで、まず小澤先生も英語はある程度お話ができるということで、役割分担ということを検討しました。

まず費用でいきますと、ほかの通訳を頼めば1日5万円なり10万円なりということで、通訳のレベルによって全く金額が変わってきます。そこについては、旅費プラス1日あたりいくらかという日当も加算してきますので、まず費用のことで言うと町内の産業経済課にいるかたで、英語が話せる堪能なかたということで、まずは決めさせていただきました。

また、介護の分野の知識の部分については、小澤先生が担当すると。当然、来ていただくかたについては、町の魅力も伝えなければならないというところで、インバウンドプロデューサーということで、道の駅にも携わっておりますので、木古内の良さ・PRを含めて、その辺についてはインバウンドプロデューサーにお願いしたいと。その日程等も含めて、産業経済課の課長も含めて調整をしていただき、同行していただくということで、今回提案させていただきます。以上です。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) わかりました。一つ目に英語が話せて、二つ目に費用、三つ目です。

こちら私、全く考えていませんでした。町の魅力もお伝えすると。本当に素晴らしいメンバー構成になったのかなと思いますので、どうか実りある説明会にしていただければと思います。質問を終わります。

○議長(又地信也君) ほかに。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 「福祉都市きこない」にもようやく担い手不足の実態から、外国人にお世話にならなければならないという時代になったのかなというふうに思います。

そのことを含めて、これ例えば来年、たぶんフィリピンから何名か来るわけです。これ例えば住まいだとかそういう住環境、どういうふうに考えているのかちょっと教えてください。

○議長(又地信也君) 特別養護老人ホームいさりび事務長。

○特別養護老人ホームいさりび事務長(東 誠君) 竹田議員のお尋ねについて、お答えしたいと思います。

まず、このフィリピンの説明会に行って、説明会後にまず木古内町を選んでいただけるかというところと、そのかたをうちが施設として適任者かというところでもまず意思疎通、マッチングという形で、成立してはじめて来年の12月に来ることが決まってきます。

現在、考えている住環境につきましては、町内にある住宅をできれば一軒家を借り上げして、来ていただく。うち3名のかたを募集しておりますので、来ていただいたかたをシェアハウスというような形で住んでいただきたいと。その住環境につきましては、施設で負担して、まずは生活して施設に馴染んでいただくということを考えております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「補足させていただいていいですか」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 病院事業管理者。

○病院事業管理者(小澤正則君) 東事務長が言ったとおり、通訳につきましては、現地採

用ということが見込めないということで、どうしても日本から連れて行かなくてはいけないという条件があります。でしたら、やはり地元の人がいいだろうということと、それから外国人をいれた場合に、教育をしなくてはいけないということがあります。それは、資格を持った人が来るのではなくて、日本の介護福祉士の資格を取らせることが目的で、3年間の教育をしなくてはいけないという足かせがあります。したがって、3年間教育した上で、実地教育をした上で、4年目に試験を受けると。試験のおおることを前提にして、その人達を雇うということになっておりますので、3年間の実地教育の期間が必要です。

そうしますと、その人達を見守って、あるいはその人達のきめ細かな世話をする人達がどうしても必要になります。それは、町内で必要です。しかも、その人が語学力があることが望ましいと思いますので、したがって現地で活躍されるかたをその後も引き続き、関わっていただくほうが一番良いだろうということでございます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 平成30年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 平成30年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時39分

**議案第6号 木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について**

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第16 議案第6号 木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第6号 木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備、及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例についても改正するものでございます。

現行では、教諭となる資格を有する者を支援員の基礎資格としておりましたが、これを緩和するものでございます。

改正内容等詳細につきましては、町民課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

町民課長。

○町民課長(吉田廣之君) それでは、議案第6号の詳細について、ご説明いたします。

今回の改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正にあわせまして、改正並びに追加規定の整備でございます。

お手元に配付されております、議案説明資料の新旧対照表により、ご説明させていただきます。

それでは、21ページをお開きください。

第10条は、放課後児童支援員の基礎資格等について定めており、第3項第4号を「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者」に改正します。

改正前は、学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しておりますが、改正後は、教員免許を取得した者を対象とする規定に改正しています。

また、改正前と同様に教員免許の更新を受けていない者も対象とすることを明確にするための改正でもあります。

続きまして、第10号については、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者」を追加し、高卒でなくても5年以上放課後児童健全育成事業に従事し、町長が適当と認めた者は対象となることとなります。

議案に戻りまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第8号 木古内町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第17 議案第8号 木古内町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第8号 木古内町企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、本条例の利用促進を図るため、制度利用にあたり条件となっております、新規常用雇用者数の緩和を行うとともに、雇用奨励助成金における基準の明確化、及び文言の修正を行うものでございます。

具体的な改正内容等詳細につきましては、まちづくり新幹線課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明を求めます。

まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) まちづくり新幹線課の木村でございます。

議案第8号 木古内町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

今回の改正は、制度利用にあたって、町内事業者から条件が厳しいとの声を受け、さらなる利用促進を図るため、新規常用雇用者数の緩和を行うとともに、雇用奨励助成金における基準の明確化及び文言の修正を行うものです。

それでは、資料番号1 議案説明資料の23ページをお開きください。

第2条と第3条については、条例中のほかの表記と統一を図るため、文言の修正を行うものです。

次に、24ページの別表のうち、「事業所用地取得助成金」、「事業所建設助成金」「町有地無償貸付」の交付又は貸付の対象について、新規常用雇用者数を3人から2人に変更いたします。

また、同じく別表の「事業所更新助成金」における交付又は貸付の対象について、「常用雇用者を新規雇用した人数が2名以下の場合は200万円、3名以上の場合は1,000万円を限度」と定めておりましたが、これを「1人以上で1,000万円を限度」に変更いたします。

さらに、「雇用奨励助成金」について、基準を明確化するとともに、ほかの項目については、文言の修正を行うものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 確認だけしておきます。

町長の説明では、利用の促進ということで、この緩和によってたくさんのかたが使ってもらえればいいなというふうには思いますが、これまで条例が施行されて1年半、2年近く経ちますけれども、この間に、既に使われたかた以外で相談されたかた、様々いると思うのですけれども、実際に現行のやつで適用にならなくて、改正後そこに適用になるというこれまでそういう相談は、あったのかなかったのか。当然それは付度という形になりますので、その部分の確認だけしておきます。

○議長(又地信也君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) 正式に、この2人とか3人とかということでの話は伺っておりません。ただ、この3人以上とかの新規常用雇用者について、雇用することに対する費用の金額に対して、非常に厳しいという声は何件も伺っております。それらを踏まえた中で、今回の改正になっております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号 木古内町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第9号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長(又地信也君) 日程第18 議案第9号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第9号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本計画の新旧対照表につきましては、資料番号1 議案説明資料の26ページから30ページに添付しておりますので、ご参照願います。

改正内容につきましては、これまでの計画に、一次産業後継者支援事業等について、追加・変更することで、過疎対策事業債の充当を可能とするものでございます。

また、本計画の変更につきましては、平成30年6月4日付で北海道知事より「異議がない」旨の通知がされております。

なお、詳細につきましては、まちづくり新幹線課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) まちづくり新幹線課の木村です。

議案第9号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、ご説明いたします。

このたびの変更は、今年度当初予算に計上されております、一次産業後継者支援事業、空家等解体除却事業、巡回診療車両整備事業、郷土資料館収蔵庫整備事業、町史作成事業、及び空家リフォーム助成事業につきまして、過疎対策事業債のハード・ソフト分を充当するための条件として、計画に追加するものでございます。

それでは、資料番号1 議案説明資料の26ページをお開きください。

事業計画の活性化施策区分、1. 産業の振興、事業名 (9) 過疎地域自立促進特別事業の項目に事業内容、「一次産業後継者支援事業」を追加しております。以下、同様に説明いたします。

説明資料、27ページをご覧ください。

事業計画の3. 生活環境の整備、(7) 過疎地域自立促進特別事業の項目に事業内容、「空家等解体除却事業」を追加しております。

説明資料、28ページをご覧ください。

事業計画の5. 医療の確保、(1) 診療施設の項目に施設名「巡回診療車」、事業内容「巡回診療車両整備事業」を追加しております。

説明資料、29ページをご覧ください。

事業計画の7. 地域文化の振興等、(1) 地域文化振興施設等、地域文化振興施設の項目に、「郷土資料館収蔵庫整備事業」と「(2) 過疎地域自立促進特別事業」、「町史作成事業」を追加しております。

説明資料、30ページをご覧ください。

計画本文に、「(3) 計画、次表による」を追加しております。

また、計画の51ページとして、「8. 集落の整備」、「(2) 過疎地域自立促進特別事業」の項目に、「空家リフォーム助成事業」を追加するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(又地信也君) 日程第19 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査については、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

○議長(又地信也君) 日程第20 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正

における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番 福嶋克彦君。

○7番(福嶋克彦君) 7番 福嶋克彦です。

意見書案第1号 平成30年6月19日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 福嶋克彦、賛成者 木古内町議会議員 鈴木慎也、同じく吉田裕幸。

意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書案について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

自治体で働く臨時・非常勤職員は、全国で約64万人とされ、自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員です。その多くの職員が、地方行政の重要な担い手となっています。

2017年5月11日には、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、非常勤職員を法的に位置づけ、常勤職員との均等待遇を求めています。

このことから、2020年4月の法施行に向けては、任用実態の調査、関係規則等の制定、新たな予算の確保などを行う必要があります。

よって、記載しております以下4点の要望事項について、内閣総理大臣及び関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしく願います。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第2号 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書

○議長(又地信也君) 日程第21 意見書案第2号 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番 手塚昌宏君。

○6番(手塚昌宏君) 6番 手塚昌宏です。

意見書案第2号 平成30年6月19日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 手塚昌宏、賛成者 木古内町議会議員 佐藤 悟、同じく新井田昭男。

意見書案第2号 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書案について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

主要農作物種子法が本年4月1日に廃止されました。このことにより、種子価格の高騰や世界の種子市場を独占する遺伝子組換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されており、国民にとって大きな問題であります。

また、種子法廃止法案の可決にあたっては、引き続き、都道府県が種子生産等に取り組むための財政措置、特定企業の独占防止などについて、万全を期すことを求める附帯決議がなされています。

よって、種子の安定供給や品質確保をするために北海道独自の種子条例を制定するよう、記載しております以下3点の要望事項について、北海道知事に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(又地信也君) 日程第22 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

会 期 中 の 閉 会

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

これで、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成30年第2回木古内町議会定例会を閉会いたします。

どうも、ご苦労様です。

(午後3時05分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年6月19日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 福 嶋 克 彦

署 名 議 員 鈴 木 慎 也